平成２３年（フ）第６７８号
兵庫県姫路市林田町口佐見195番地
債務者　永島　雅也
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６７９号
兵庫県姫路市林田町口佐見195番地
債務者　永島　眞弓
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９９号
岡山県倉敷市東塚４丁目10番18号　コンフォ・ターブル203
債務者　藤岡　修二
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
栃木県佐野市関川町840番地　市営住宅２―406
債務者　高崎　政子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５２６号
川崎市多摩区中野島４―３―43　サンライズコーポ102、住民票上の住所川崎市麻生区王禅寺288番地３　鶴岡方
債務者　菅原　孝義
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
川崎市多摩区登戸1063番地２　メゾンブラッシェ103
債務者　松本　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目６番地１　オデッセイ201
債務者　佐藤　亮太
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
川崎市川崎区渡田新町２丁目３番４号　ハイムエヅカ204
債務者　元島　久男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
川崎市麻生区上麻生５丁目48番８号　柿生サンハイツⅡ203
債務者　岩永　仁美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０６号
静岡県焼津市三右衛門新田332番地の５　ファミリータウンⅠ棟、旧住所静岡県焼津市岡当目57番地の６
債務者　久保山貴浩
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５１号
静岡市葵区昭府２丁目27番１―405号、旧住所静岡市葵区井宮町124番地
債務者　望月　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８号
愛媛県大洲市北只183番地５
債務者　上味富士子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２９６６号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地21棟401号
債務者　稲田恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９９号
横浜市青葉区榎が丘21番地７　サンクレスト青葉台Ⅱ503
債務者　森　　祥子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１７号
横浜市西区平沼１丁目13番19―902号
債務者　石田　寿和
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部